

# スクイーズアウトの方法，手続等について

平成 29 年 6 月 26 日

担当：有馬

## 1 スクイーズアウトの方法

- (1) 株式売渡請求
- (2) 全部取得条項付種類株式（本件では当該方法を採用することが好ましい）
- (3) その他

## 2 株式売渡請求（会 179 条）

### (1) 内容

総株主の議決権の 10 分の 9 以上を有する者（特別支配株主）は，当該株式会社の株主の全員に対し，その有する当該株式会社の株式の全部を当該特別支配株主に売り渡すことを請求することができる。

### (2) メリット

株主総会決議を開催する必要がない。

## 3 全部取得条項付種類株式

### (1) 内容

一番スタンダードな方法。

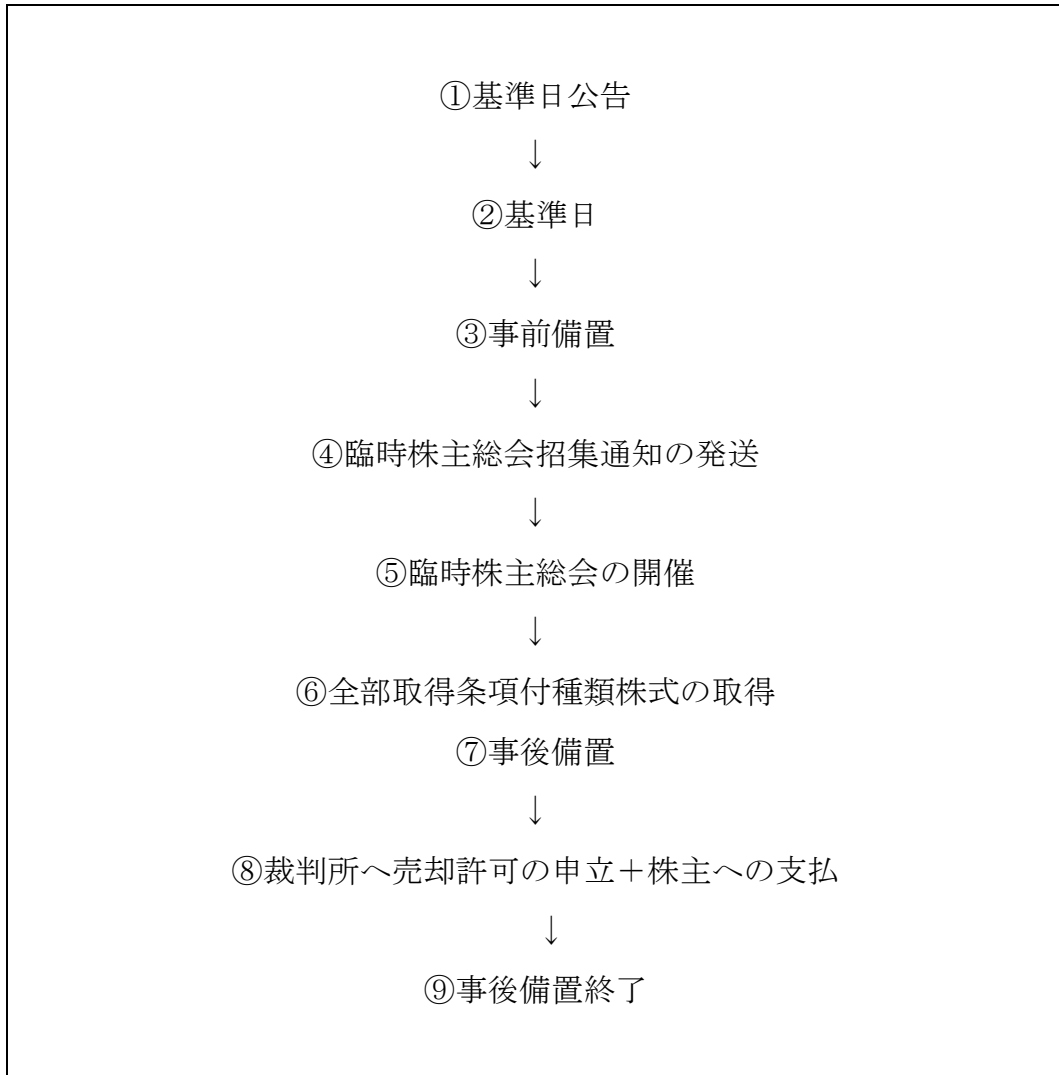
株主総会特別決議により全部取得条項付種類株式を発行し，賢司氏以外の株主に現金等の対価を最終的に支払うことで会社から排除する方法である。

### (2) 株主総会特別決議（全部取得条項付種類株式を発行するための決議）

- ①種類株式への定款変更
- ②全部取得条項付種類株式への定款変更
- ③全部取得条項付種類株式の取得

※詳細は，下記（4）手続の概要を参照

(3) 手続の流れ



(4) 手続の概要

手続名	内容
①基準日設定公告, ②基準日	<p>■基準日とは？</p> <p>議決権の行使または配当を受けるべき者等株主としての権利を行使すべき者を定めるための一定の日のこと（会124条1項）。基準日に株主名簿に記載されている株主が株主としての権利行使が可能となる。</p> <p>■公告の時期</p>

	<p>基準日の2週間前までに</p> <p>■公告方法</p> <p>会社の定款で規定されている公告方法で行う（埼玉新聞に掲載）</p>
③ 事前備置（会 171条の2）	<p>■開始時期</p> <p>株主総会の日から2週間前の日、株主に対する通知若しくは公告の日→いずれか早い日</p> <p>■終了時期</p> <p>全部取得の取得日後1年を経過する日まで（非公開会社の場合は1年）</p> <p>■内容、方法</p> <p>株主総会において決議すべき事項等の書面を作成して、本店に備え置く（閲覧できる状態で保管しておく）</p>
④ 株主総会招集 通知の発送	<p>■招集権者</p> <p>取締役会非設置会社（取締役は北見賢司氏のみ）なので、賢司氏が株主総会の招集を決議し（会296条3項）、取締役が招集する（会298条1項）。</p> <p>■時期</p> <p>非公開会社なので、招集通知の発送は1週間前でよく、定款でさらに短縮することも可能（会299条1項）。</p>
⑤ 臨時株主総会 特別決議	<p>■時期の制約</p> <p>取得日の21日前までに取得決議を実施しなければならない</p> <p>∴ 価格決定申立の考慮期間20日間を確保</p> <p>■決議内容</p> <p>ア 種類株式を発行する旨の定款変更</p> <p>全部取得条項付種類株式を発行するためには、そもそも種類株式を発行することができるよう定款を変更する必</p>

	<p>要がある。定款に定めないと種類株式は発行できない。</p> <p>↓</p> <p>イ 既発行の普通株式に全部取得条項を付す定款変更 (種類株主総会)</p> <p>現在発行されている普通株式を全部取得条項付種類株式に変更する旨の定款変更をする。</p> <p>↓</p> <p>ウ 全部取得条項付株式の取得の決議 (会 171 条)</p> <p>会社が全部取得条項付種類株式のすべてを取得することを決める</p> <p>■取得に関する説明 (会 171 条 3 項)</p> <p>全部取得条項付種類株式をなぜ取得する必要があるのかを説明しなければならない。</p> <p>当該説明に虚偽が含まれていると株主総会決議取消, 無効の訴えを提起されるおそれがある</p>
<p>⑥全部取得条項付種類株式の取得</p>	<p>定款変更により, 新たに発行することが可能となった種類株式 (「甲種種類株式」「A 種種類株式」など) を全部取得条項付種類株式の対価として, 交付する。</p> <p>↓</p> <p>会社が普通株式をすべて取得することになる。この種類株式を発行する際, 端数株式となるような配分 (本件だと 12 万分の 1 の割合) で交付をする。</p> <p>↓</p> <p>賢司氏だけが種類株式 4 株を有していることになり, 他の株式は, 1 株に満たない端数株式しか有しない。</p>
<p>⑦事後備置</p>	<p>効力発生日後遅滞なく, 全部取得条項付種類株式の取得に関する事項として法務省令で定める事項を記載した</p>

	書面等作成し（会 173 条の 2 第 1 項）, 効力発生日から 1 年間, 本店に備え置く（会 173 条の 2 第 2 項）。
⑧ 裁判所に対する売却許可の申立(会 234 条 2 項)	<p>会社が端数株式を買い受けるためには, 裁判所に対して, 端数相当株式を買い受ける旨の許可申立をする。</p> <p>↓</p> <p>裁判所の許可を得た後, 会社は株主から端数株式を買い取り, その株主に対して端数株処分代金の支払をする。</p> <p>※自己株式取得後の対応</p> <p>会社は, 自己株式を処分する義務はなく, 保有し続けることができるが, 消却することは可能 (178 条)</p>

#### 4 タイムスケジュールのサンプル

7 月下旬 基準日公告
↓ 2 週間以上必要
8 月中旬 基準日
↓
8 月下旬 事前備置 ※株主総会の 2 週間前の日 ☆書面作成
↓
9 月中旬 総会開催日の 1 週間前までに招集通知の発送 ☆書面作成
↓
9 月下旬 臨時株主総会
↓ 20 日後以降 (取得日の 20 日前の期間は価格決定申立期間)
10 月下旬 取得日・効力発生日, 事後備置
↓
11 月中旬 裁判所への許可
↓
翌年の 10 月下旬 事後備置終了

## 5 反対株主の取りうる手段予測される問題点

### (1) 株主総会決議取消の訴え（会 831 条）

#### ア 著しく不当な決議がなされた場合（会 831 条 1 項 3 号）

（ア）「株主総会等の決議について特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって、著しく不当な決議がされたとき」には決議が取り消される。

著しく不当な決議がされたかどうかについては、108 条 1 項 7 号、2 項 7 号、171 条ないし 173 条が、多数決により公正な対価をもって株主資格を失わせることを予定していることに照らせば、単に会社側に少数株主を排除する目的があるというだけでは足りず、少なくとも、少数株主に交付される予定の金員が、対象会社の株式の公正な価格に比して著しく低廉であることを必要とする（東京地方裁判所 H22 年 9 月 6 日判決参照）。

#### （イ）公正な対価

非上場会社の株式の価値を算定する方法として、DCF 法、配当還元法、時価精算法、清算価値法等が考えられる。東京高裁 H22. 5. 24 判決は DCF 法、福岡高裁 H21. 5. 15 判決は、DCF 法＋純資産価額法、広島地裁 H21. 4. 22 は配当還元法＋DCF 法を用いている。

→後日、訴訟等になった場合でも耐えられるようにするためには、端数株式を有する株主に対する対価は公正な価格である必要がある。DCF 法や純資産価額法によって算定された株価評価明細書を取得する必要性がある。

#### イ 招集手続あるいは決議の方法が法令・定款に違反する場合（同項 1 号）

招集手続あるいは決議の方法が法令・定款に違反する場合にも株主総会決議は取り消される。

説明した理由に虚偽が存在する場合は、決議の方法が法令に違反することになる。全部を取得することを必要とする理由の説明をしなければならぬからである（会 171 条 3 項）。

#### ウ 出訴期間

株主総会決議があった日から3ヶ月以内でなければならない（会831条1項本文）。

（2）株主総会決議無効の訴え（会830条）

決議の「内容」が法令違反であるときには株主総会決議が無効となる（同条2項）。例えば、決議の内容が株主平等原則違反（会109条1項）の場合等には株主総会決議は無効となる。

取消決議との違いは出訴期間がないことである。

（3）価格決定の申立て（会172条）

取得日の20日前の日から取得日の前日までの間に、株式の取得価格決定の申立を行うことができる（管轄は本店の所在地となる）。

（4）株式買取請求（会116条5項）

定款変更の効力発生日の20日前から効力発生日の前日までの間に、その株式買取請求にかかる株式の数を明らかにして、対象会社に対して請求する。

（5）差止請求権（会171条の3）

法令または定款に違反する場合でかつ、株主が不利益を受けるおそれがあるときは、差止請求をすることができる

（6）取締役への損害賠償請求

対象会社の取締役がスクイズアウトの対象となる少数株主等の利益への配慮を怠った場合等には、少数株主等は、取締役に対し、その職務を行うに際して悪意・重過失があったとして損害賠償責任（会429条1項）を追求されるおそれがある。

## 6 その他の問題点

（1）財源規制

自己株式の取得対価の総額が、当該取得がその効力を生じる日における分配可能額を超えることはできない（461条1項2号3号）。

分配可能額は、その計算の出発点は、最終事業年度の末日における「その他資本剰余金」・「その他利益剰余金」の合計額であるところ（446条1号，計算規則149条，江頭4版P624），本件では，株式評価証明書により算定された株価に問題がなければ，分配可能額を超えることはない。

（2）端数合計が1株未満となる場合

端数処理は端数合計が1以上にならなければ実施できない（会社234条1項かっこ書き）。

以 上